

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度 随時監査(工事監査・前期) (27監査第204号)

指摘事項	当初措置状況 (28年度)	平成29年度の措置状況	平成30年度の措置状況	担当課
<p>第6 意見 土木事業における必要性・公平性・有効性に配慮した採択基準・審査体制について 《報告書5ページ》</p>	<p>今回、行った工事監査においては、おおむね適正に実施されていたが、一部に利用頻度が低く優先性に劣るとされるもの又は必要以上に過大と思われるものが見受けられたので意見を申し上げます。 平成27年7月に策定された、長野市公共施設マネジメント指針によると、長野市の市道総延長(平成23年4月現在)は、4,412.3kmと、中核市の中でもトップとなっており、その他の土木施設を含めた維持管理費は膨大な額となる。現在、地域の土木関係工事の要望事項を事業化するための基準や実施箇所を決定するときの市の考え方等は「土木関係事業の要望に関するガイドブック」に沿って行われている。今後は、透明性に配慮し、より一層の必要性、公平性、有効性等の観点から土木工事における採択基準等を作成するとともに、部局横断的な審査体制を整備されるよう望むものである。</p>	<p>現在、地域の要望事項の事業化については、「土木関係事業の要望に関するガイドブック」の「実施箇所決定の考え方」に基づき、継続事業は優先的に、新規事業は、緊急性、必要性、地域での位置付け、投資効果、事故や災害の未然防止効果などの観点から総合的に検討し、各所属ごとに事業の実施箇所を決定している。 今回の指摘・意見を踏まえて、今後、維持管理費の増大による、事業の一層の重点化、効率化が求められる中、公平性の向上に併せ事業実施過程の透明性がより一層高められるよう、平成27年度末をめぐりにガイドブックの見直しを行うとともに、土木工事の採択基準の作成と審査体制の整備について、検討を進める。</p>	<p>地域からの要望事業については、「土木関係事業の要望に関するガイドブック」の「実施箇所決定の考え方」に基づき、必要性、緊急性、有効性等の総合的な検討により、各担当部署で事業を実施している。 併せて、より公正性が担保されるよう比較的大きな新規事業について、事業評価制度の試行を開始した。</p> <p>地域からの要望事業については、「土木関係事業の要望に関するガイドブック」の「実施箇所決定の考え方」に基づき、必要性、緊急性、有効性等の総合的な検討により、各担当部署で事業を実施している。 併せて、比較的大きな新規事業については、事業評価委員会を開催し、事業の可否について判定している。これにより、事業の公正性と有効性が担保されているものとする。</p>	<p>道路課</p>